

## 議案第1号

### 十勝中央合併協議会会議運営規程

#### (趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第10条第3項の規定に基づき、十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

#### (基本方針)

第2条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、公開するものとする。

2 会議の運営に際しては、公平かつ公正な協議の推進に努めるものとする。

#### (議長等の責務)

第3条 協議会の会長(以下「議長」という。)は、協議会の副会長と連携しながら、迅速かつ能率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 協議会の委員(以下「委員」という。)は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

#### (会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 委員は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

#### (表決)

第5条 会議の議事は、全会一致をもって決することを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

2 議長は、表決を採ろうとするときは、挙手を求め、その可否の結果を宣告する。

#### (会議録)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) 前3号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長及び議長が指名した委員2名が署名しなければならない。

#### (会議録等の公開)

第7条 会議録及び会議資料は、公開とする。

2 前項の公開は、会議録が確定した日以降に、別表に定める方法により行うものとする。

#### (傍聴)

第8条 会議は、傍聴することができる。

2 議長は、会場の都合により、傍聴人の数を制限することができる。

3 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第1号)に住所及び氏名を記入しなければならない。

#### (傍聴席に入ることができない者)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 他人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (3) 示威的行為を行うおそれのある物品の持ち込み又は着用等をしている者
- (4) 騒音等により、議事の進行を妨げるおそれのある器物等を持ち込もうとする者
- (5) 前各号に定める者のほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者  
(傍聴人の守るべき事項)

第10条 傍聴人は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し賛否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) 会議場において、資料、新聞紙、文書等を議長の許可を得ずに配布しないこと。
- (4) 会場議内での飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画類の撮影及び録音等の制限)

第11条 傍聴人は、傍聴席において、写真、映画等を撮影し、又は録音しようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(職員の指示)

第12条 傍聴人は、職員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人がこの規程に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第14条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

別表(第7条関係)

会議録等を公開する場所		公開する時間
名 称	所在地	
幕別町役場	幕別町本町130番地	午前8時45分から午後5時15分まで(閉庁日を除く)
幕別町役場札内支所	幕別町札内青葉町311番地2	同 上
更別村役場	更別村字更別南1線93番地	同 上
忠類村役場	忠類村字忠類439番地の1	同 上
十勝中央合併協議会事務所	幕別町本町129番地の2	同 上

## 十勝中央合併協議会傍聴人受付簿

開催日 平成 年 月 日

傍聴される方はご記入願います。

	氏 名	住 所	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

## 議案第2号

### 十勝中央合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、十勝中央合併協議会規約第11条第1項の規定に基づき設置される十勝中央合併協議会(以下「協議会」という。)の小委員会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 小委員会の委員は、必要に応じて協議会の会長(以下「会長」という。)が協議会の委員のうちから指名する。

(組織)

第4条 小委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長及び副委員長2名は、委員の互選による。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は会務を総理し、小委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指定した順位により委員長の職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が招集する。

2 会議は委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させることができる。

4 会議は公開とする。

(十勝中央合併協議会会議運営規程の準用)

第7条 十勝中央合併協議会会議運営規程第6条から第13条までの規定は、小委員会の会議の運営について準用する。

(十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程の準用)

第8条 十勝中央合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程第2条及び第3条の規定は、小委員会の委員の報酬及び費用弁償について準用する。

(報告)

第9条 委員長は、小委員会における調査、審議等の経過及び結果について、協議会の会議に報告しなければならない。

(庶務)

第10条 小委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月23日から施行する。

議案第3号

平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について

平成15年度十勝中央合併協議会事業計画について、次のとおり定める。

		1月 第1回合併協議会(1月下旬)	2月 第2回合併協議会(2月下旬)	3月 第3回合併協議会(3月下旬)
協 議 会	新町建設計画の策定	新町建設計画策定方針 将来構想策定 <b>調査、資料収集、分析</b>	<b>住民アンケート</b>	<b>アンケート結果集計</b>
	合併協定項目の協議	事務事業の調整方針 合併協定項目の設定 <b>協定項目第1次分提案・説明</b>	<b>協定項目第1次分協議</b> <b>協定項目第2次分提案・説明</b>	<b>協定項目第2次分協議</b> <b>協定項目第3次分提案・説明</b>
	その他の協議	各種規程 事業計画 予算 協議の進め方 小委員会の設置		次年度事業計画 次年度予算
	広報・広聴	協議会ホームページ開設(必要に応じて随時更新) 第1回協議会だより	第2回協議会だより	第3回協議会だより
小委員会 協議会から 託された事項 の調査及び審 議	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	
幹事会 協議会に提案 する事項の協 議、調整	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	
専門部会・分科会 幹事会で協議、調 整する事項の専 門的な協議、調整	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	(必要に応じて随時開催)	

印：付議案件

議案第4号

平成15年度 十勝中央合併協議会歳入歳出予算

(歳入)

区分

(千円)

款項	目	本年度	節		説明
			区分	金額	
1	負担金	11,703			
	1 負担金	11,703			
	1 負担金	11,703	1 負担金	11,703	負担金 幕別町 4,403,000円 (共通経費3,550千円 協議会だより853千円) 更別村 3,668,000円 (共通経費3,550千円 協議会だより118千円) 忠類村 3,632,000円 (共通経費3,550千円 協議会だより 82千円)
2	補助金	3,300			
	1 補助金	3,300			
	1 補助金	3,300	1 道補助金	3,300	地域政策補助金
3	諸収入	1			
	1 諸収入	1			
	1 諸収入	1	1 預金利子	1	預金利子
	計	15,004			

(歳出)

区分

(千円)

款項	目	本年度	節		説明
			区分	金額	
1	総務費	5,227			
	1 総務管理費	5,227			
	1 事務局費	5,227	9 旅費	1,157	普通旅費 道庁打ち合わせ他 20,700円×3人×4回 = 248,400円 道外研修 130,000円×4人 = 520,000円 日額旅費 = 388,000円
			11 需用費	343	消耗品費 コピー用紙 A 3 1,970円×8箱×3カ月×1.05 = 49,644円 A 4 1,640円×6箱×3カ月×1.05 = 30,996円 ファイル A 3 1,800円×80冊×1.05 = 151,200円 A 4 1,200円×20冊×1.05 = 25,200円 保存ファイル 600円×6セット×1.05 = 3,780円 新聞購読費(2紙) 5,207円×3カ月 = 15,621円 その他消耗品 = 15,000円 印刷製本費 封筒 角2 16円×1,000枚×1.05 = 16,800円 長3 6円×4,000枚×1.05 = 25,200円 公用車燃料費 97円×30リットル×3回×1.05 = 9,166円
			12 役務費	82	通信運搬料 電話料 20,000円×3カ月 = 60,000円 郵便料 140円×30回 = 4,200円 90円×50回 = 4,500円 振込手数料 420円×30回 = 12,600円
			14 使用料及び賃借料	504	コピー機リース料 20,000枚×4円×2台×3カ月×1.05 = 504,000円
			18 備品購入費	137	キャビネット 65,000円×2本×1.05 = 136,500円
			19 負担金	3,004	時間外勤務手当 = 2,554,000円 臨時職員賃金等 = 450,000円

(歳出)  
区分

(千円)

款	項	目	本年度	節		説明
				区分	金額	
2	事業費		9,477			
	1	事業推進費	9,477			
		1 会議運営費	5,846	1 報酬	630	委員報酬 協議会 7,000円×18人×3回 = 378,000円 小委員会 7,000円×18人×2回 = 252,000円
				9 旅費	4,508	費用弁償 協議会 30円×20km×18人×3回 = 32,400円 小委員会 30円×20km×18人×2回 = 21,600円 日当 協議会 (町内) 650円×6人×3回 = 11,700円 (町外) 2,400円×12人×3回 = 86,400円 小委員会 (町内) 650円×6人×2回 = 7,800円 (町外) 2,400円×12人×2回 = 57,600円 道外研修 130,000円×33人 = 4,290,000円
				11 需用費	369	消耗品費 コピー用紙 A 3 1,970円×5箱×3カ月×1.05 = 31,027円 A 4 1,640円×3箱×3カ月×1.05 = 15,498円 ファイル A 3 1,800円×84冊×1.05 = 158,760円 A 4 1,200円×84冊×1.05 = 105,840円 食糧費(お茶) 協議会 150円×56人×3回×1.05 = 26,460円 小委員会 150円×39人×2回×1.05 = 12,285円 幹事会 150円×18人×3回×1.05 = 8,505円 録音テープ他 = 10,000円
				12 役務費	83	傷害保険料 協議会 490円×18人×3回 = 26,460円 小委員会 490円×18人×2回 = 17,640円 郵便料 協議会 284円×27人×3回 = 23,004円 小委員会 284円×27人×2回 = 15,336円
				13 委託料	256	会議録作成委託 協議会 1,500円×18(180分)×3回×1.05 = 85,050円 小委員会 1,500円×18×2回×3委員会×1.05 = 170,100円
	2	調査研究費	2,578	11 需用費	38	印刷製本費(アンケート調査用) 封筒 長3 6円×6,000枚×1.05 = 37,800円
				12 役務費	540	通信運搬料(アンケート調査用) 郵便料 90円×3,000人×2(往復) = 540,000円
				13 委託料	2,000	委託料 事務事業一元化委託 = 550,000円 新町建設計画策定委託 = 450,000円 住民アンケート調査委託 = 850,000円 例規一覧表作成委託 = 150,000円
		3 広報広聴費	1,053	11 需用費	1,053	印刷製本費(協議会だより) 2.4円×12P×3回×11,600部×1.05 = 1,052,352円
3	予備費		300			
	1	予備費	300			
		1 予備費	300	予備費	300	
		計	15,004			

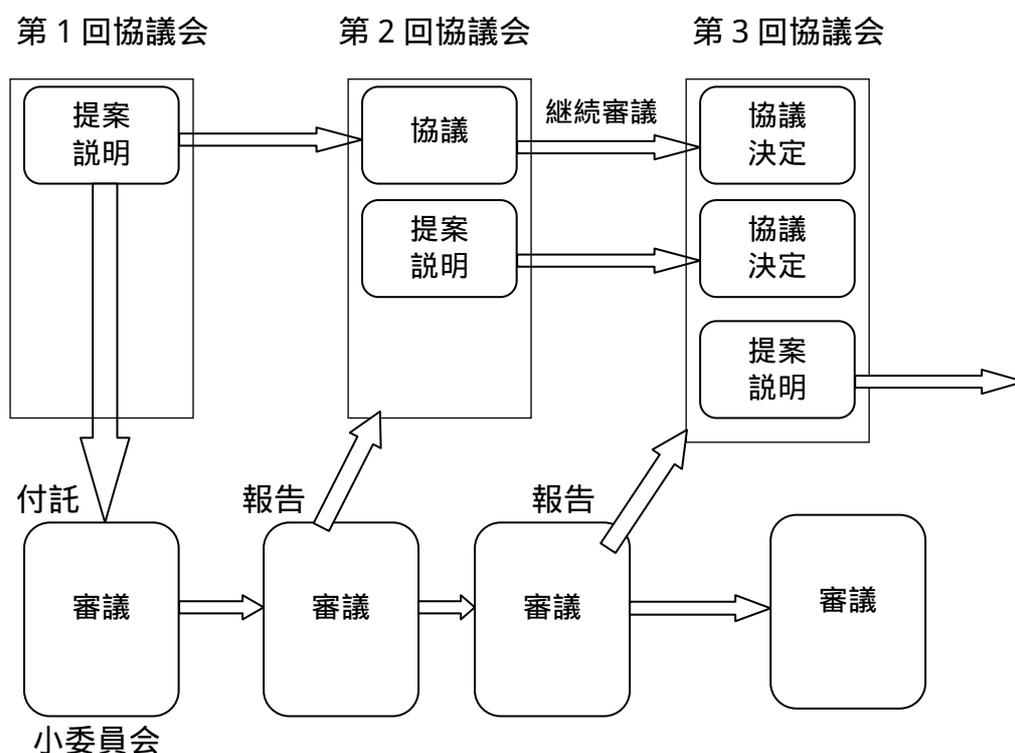
## 議案第 5 号

### 協議の進め方について

協議の進め方について、次のとおり定める。

- 1 任意合併協議会における協議結果の取扱い  
任意合併協議会において協議された結果については、最大限尊重するものとする。
- 2 協議の進め方
  - (1) 幹事会において調整した協議事項を協議会へ提案・説明する。
  - (2) 小委員会への付託が適当な協議事項は、協議会の決定を得て小委員会へ付託する。
  - (3) 小委員会へ付託しない協議事項は、次回の協議会で協議を行う。ただし、合併協定項目以外の案件は、原則として、提案時に協議を行う。
  - (4) 小委員会へ付託した協議事項は、必要に応じ協議会に報告を行い、協議又は確認する。
  - (5) 引き続き審議を要する協議事項については、継続審議とする。
- 3 提案の方法等
  - (1) 効率的な協議を行うため、関連する協議事項をグループ化して提案する。
  - (2) 予算関係、建設計画の策定、事務事業一元化検討の進捗状況等については、必要に応じて提案・説明又は報告する。

#### 【協議の進め方のフロー図】



## 事務事業の調整方針について

幕別町、更別村及び忠類村（以下「3町村」という。）が現在行っている各種の事務事業の調整に関し、次のとおり調整方針を定めるものとする。

### 1 調整の原則

新町の行政制度やサービスは、これまでの3町村のまちづくりの歩みを尊重しつつ、3町村の融合・一体化の促進や新たなまちづくりへの結びつきに配慮することが重要である。

また、行政制度やサービスを調整する場合には、「サービスは高く、負担は低く」することが望まれるが、高サービス低負担による財政負担増が合併による経費削減効果よりも大きくなるよう留意する必要がある。

このため、次の3つの観点を総合的に勘案し、新町における行政制度やサービスを調整することとする。

#### (1) 公平性の確保

負担公平の原則に立ち、行政格差が生じたり、住民に不公平感を与えないこと

合併した場合には、行政サービスや負担が公平に行われる必要があり、また、そうすることが、3町村の融合・一体化の促進にも繋がることになる。

このため、税や各種使用料・手数料など住民が直接負担するものについては、その税金や料金について、「負担公平の原則」に立ち、住民に不公平感を与えないよう十分配慮することとする。

また、3町村間に格差がある場合で、止むを得ず現行制度を継続する場合であっても、一元化されるまでの期間は、税の不均一課税が認められている期間である5年間を限度とすることが重要である。

#### (2) 健全な財政運営

現実的かつ実行性があり、財政運営に大きな影響を与えないこと

厳しい財政状況の中で、多様化・高度化する行政需要に対応し、新町の将来を展望した都市基盤の重点的な整備や地域振興のための新たな投資を進めるためには、徹底した行財政改革を推進し、より効率的な行財政運営に努め、将来的に安定した財政基盤を確立することが重要である。

このため、これからの自治体のあり方も視野に入れ、現実的かつ実行性があること、最少の経費で最大の効果を上げることに配慮し、現在行われているサービスであっても、新町に拡大して実施した場合や段階的に実施した場合の財政に与える影響を考慮することとする。

#### (3) 受益と負担の適正化

行政サービスの基本原則となる受益と負担の関係に合致していること

合併により人口規模、面積規模が拡大することになるが、新町の自治体運営にあ

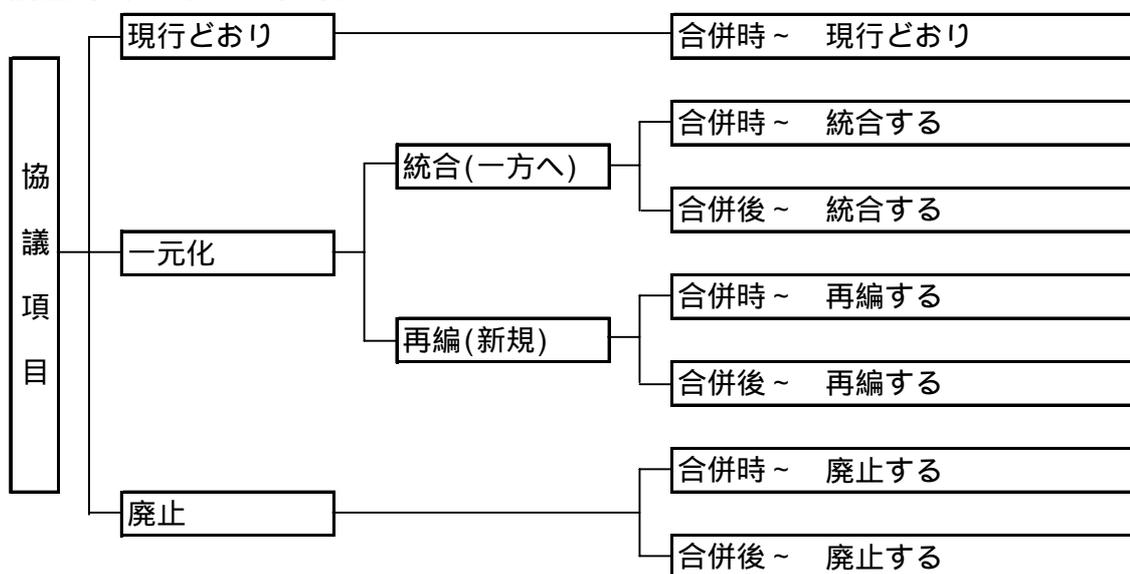
たっては、その規模に見合った行政サービスを進める必要がある。この場合、受益と負担のルールに従い、行政サービスによる受益に応じ、適正な負担を定めることに留意することが重要である。

このため、類似町の状況も考慮しつつ、受益者負担を原則とするサービスについては、制度の基本ルールを踏まえ、収支の均衡を考慮した制度のあり方を検討することが重要である。

## 2 調整方針の分類

調整方針の決定にあたっては、下図の分類の原則に従い、明確に区分するよう努める。

### 【調整方針の分類の原則】



議案第7号

合併協定項目について

合併協定項目について、次のとおり定める。

合併協定項目

No.	協定項目	No.	協定項目
<b>基本的な協議項目</b>		-1	行政区・町内会の取扱い
1	合併の方式	-2	防災関係事業の取扱い
2	合併の期日	-3	広報・広聴事業の取扱い
3	新町の名称	-4	電算システムの取扱い
4	新町の事務所の位置	-5	交通関係事業の取扱い
5	財産及び債務の取扱い	-6	国民健康保険事業の取扱い
6	住民自治充実のための取扱い	-7	保健・医療事業の取扱い
<b>合併特例法に規定されている協議項目</b>		-8	介護保険事業の取扱い
7	地域審議会の取扱い	-9	環境衛生事業の取扱い
8	議会議員の定数及び任期の取扱い	-10	児童福祉事業の取扱い
9	農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い	-11	高齢者福祉事業の取扱い
10	地方税の取扱い	-12	障害者福祉事業の取扱い
11	一般職の職員の身分の取扱い	-13	その他福祉事業の取扱い
<b>その他必要な協議項目</b>		-14	農林水産関係事業の取扱い
12	特別職の身分の取扱い	-15	商工労働観光関係事業の取扱い
13	一部事務組合等の取扱い	-16	建設関係事業の取扱い
14	条例・規則等の取扱い	-17	水道関係事業の取扱い
15	事務組織及び機構の取扱い	-18	下水道関係事業の取扱い
16	使用料・手数料等の取扱い	-19	学校教育関係事業の取扱い
17	公共的団体等の取扱い	-20	社会教育関係事業の取扱い
18	補助金・交付金等の取扱い	-21	国際交流・広域交流事業の取扱い
19	町・字名の区域及び名称等の取扱い	-22	地域振興事業の取扱い
20	慣行の取扱い	-23	その他事業の取扱い
21	消防組織の取扱い	<b>新町建設計画</b>	
22	各種事務事業の取扱い	23	新町建設計画

## 議案第 8 号

### 新町建設計画の策定方針について

市町村の合併の特例に関する法律に基づき、十勝中央合併協議会において策定する新町の建設計画について、次のとおり策定方針を定める。

#### 1 計画の主旨

本計画は、幕別町、更別村及び忠類村の合併後の新町のソフト、ハード両面を含めた、まちづくり全般のマスタープラン及び主要プロジェクト計画となるものであり、本計画の実現を図ることにより、3町村の合併後の速やかな一体性を促進し、住民福祉の向上と新町全体の均衡ある発展を目指すものとする。

また、新町建設計画の前段に、3町村の住民の判断材料として、新町のまちづくりのビジョンや方向性を示す新町将来構想を作成するとともに、その新町将来構想をベースとして新町建設計画を策定する。

なお、新町が進めることとなるまちづくりの具体的な内容については、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、新町において策定する基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとする。

#### 2 計画の構成

本計画は、原則として次の構成を基本とする。

- (1) 新町建設の基本方針
- (2) 新町建設の根幹となるべき事業に関する事項
- (3) 公共的施設の統合整備に関する事項
- (4) 新町の財政計画

#### 3 住民意見の反映

新町建設計画（案）は、3町村住民の意見を尊重して作成する。

#### 4 計画期間

本計画は、長期的視野に立ち合併後おおむね10年間について定めるものとする。

議案第9号

小委員会の設置について

十勝中央合併協議会規約第11条第1項及び十勝中央合併協議会小委員会規程第2条の規定に基づき、次表のとおり小委員会を設置し、小委員会において調査、審議等を行うべき事項を付託する。

小委員会名	付託事項		構成委員名	
新町名称候補選考及び議会議員の定数任期小委員会	合併協定項目	3 新町の名称	幕別町	本保 征喜 (3号委員)
		8 議会議員の定数及び任期の取扱い		纈纈 太郎 (3号委員)
	付託内容	<b>【新町の名称】</b> 新町の名称の公募に関すること 応募の中から候補の絞込みに関すること その他新町の名称に関すること <b>【議会議員の定数任期】</b> 市町村の合併の特例に関する法律に規定する議会議員の定数及び任期の特例並びに公職選挙法に規定する選挙区の取扱いに関すること その他合併に伴う議会議員の定数及び任期に関すること	更別村	渡辺 春雄 (3号委員)
			忠類村	赤津 寛一郎(3号委員)
				鈴木 英治 (4号委員)
				杉坂 達男 (3号委員)
				南山 弘美 (3号委員)
				村上 富二 (4号委員)
地域自治組織等小委員会	合併協定項目	6 住民自治充実のための取扱い	幕別町	西尾 治 (2号委員)
		7 地域審議会の取扱い		本保 征喜 (3号委員)
		15 事務組織及び機構の取扱い		多田 順一 (4号委員)
				吉村 学 (4号委員)

小委員会名	付託事項		構成委員名	
	付託内容	<p>第27次地方制度調査会の答申に盛り込まれた地域自治組織、市町村の合併の特例に関する法律に規定されている地域審議会並びに事務組織及び機構の在り方について、地域住民の意向が行政に反映され、合併後の地域の均衡ある発展と住民との新たな協働関係の構築が図られるためのそれぞれの取扱いに関すること</p> <p>その他住民自治充実のための取扱い、地域審議会の取扱い並びに事務組織及び機構の取扱いに関すること</p>	更別村	<p>江本 信吉 (2号委員)  渡辺 春雄 (3号委員)  林中 建夫 (4号委員)  水口 光浩 (4号委員)</p>
			忠類村	<p>邊見 敏夫 (2号委員)  杉坂 達男 (3号委員)  帰山 孝夫 (4号委員)  森 徹 (4号委員)</p>
新町建設計画小委員会	合併協定項目	23 新町建設計画	幕別町	<p>西尾 治 (2号委員)  纈纈 太郎 (3号委員)  佐々木 芳男 (3号委員)  杉山 勝彦 (4号委員)  瀬上 良明 (4号委員)  宮本 真由美 (4号委員)</p>
	付託内容	<p>新町将来構想案の作成に関すること</p> <p>新町建設計画案の作成に関すること</p> <p>その他新町将来構想案及び新町建設計画案に関すること</p>	更別村	<p>江本 信吉 (2号委員)  赤津 寛一郎 (3号委員)  本多 芳宏 (3号委員)  徳尾 進 (4号委員)  西田 勉 (4号委員)  鈴木 輝子 (4号委員)</p>
			忠類村	<p>邊見 敏夫 (2号委員)  南山 弘美 (3号委員)  齊藤 順教 (3号委員)  小原 喜久雄 (4号委員)  加藤 修治 (4号委員)  菅野 由紀子 (4号委員)</p>